

1-（2）外部の研修機関・研修会への運転者等の派遣【申請案内 P.33～35】

問1. 今年4月に開催された研修会を、今年7月1日に異動（転入）してきた者が、異動前の営業所で受講しているが、これは申請営業所の取組として認められるか。

答1. 認められません。異動（転入）前に受講した研修会については、異動前の営業所の取組としては認められますが、異動先の営業所の取組としては認められません。

問2. 管理者が受講した場合3点加点となるセミナーに、全日本トラック協会が行う「プラン2025目標達成フルセミナー」があるが、フルセミナー以外を対象とならないのか。

答2. 「フルセミナー」と「出前セミナー」がありますが、フルセミナー以外に管理者等が受講していたら3点加点とはなりません。「出前セミナー」を選任運転者以外が受講したら1点加点となります。

問3. 都道府県トラック協会で開催する「交通事故防止セミナー」を管理者等が受講した場合、3点加点となるか。

答3. なりません。「3点加点」となる特例のセミナーは、以下のセミナーです。

- 国土交通省が認定した運輸安全マネジメント認定セミナー（国土交通省が実施のものも含む）
※一種類のセミナーの添付で構いません。
- 全日本トラック協会が実施する以下の事故防止セミナー
 - ・プラン2025目標達成フルセミナー
 - ・過労死等防止対策セミナー

例：全日本トラック協会と、都道府県トラック協会が共催で開催する場合は、3点加点の対象となります。

ただし、同様の内容でも都道府県トラック協会が主催するセミナーについては、管理者等の受講は3点加点の対象となりません（1点加点となります）。

都道府県トラック協会主催のセミナーについては、詳しくは各都道府県トラック協会にお問い合わせください

問4. 国土交通省の認定機関ではなく、国土交通省が自ら行う「運輸安全マネジメントセミナー」を管理者が受講した場合も3点加点の対象となるか。

答4. 対象となります。

選任運転者及び管理者等が受講した場合は3点加点となります。

なお、リモート開催のセミナーの受講の場合は、「オンライン研修実施記録※」の提出も必要となります。感想等の必要事項を必ず記入してください。

※「オンライン研修実施記録」は全日本トラック協会のホームページより参考書式をダウンロードできます。

問6. 外部機関が主催する研修に運転者を派遣したが、修了証は発行されなかった。この場合は、研修の申込書や計画書を添付すればよいか。

答6. 外部機関から「修了証」が発行されない場合は、受講者が社内に報告した「研修報告書」や「研修実施記録」など、研修を受講したことがわかる資料を添付してください。

研修の申込書や計画書だけでは、当該運転者等が実際にその研修を受講されたかどうかの確認ができないため加点となりません。

問7. オンラインによる研修会を受講したが、受講を証する資料としてどのような書類を添付すればよいか。

答7. オンラインによる研修会を受講した場合は、研修報告書や研修実施記録の他に自営業所で作成した「オンライン研修実施記録」が必要です。

全ト協・書式等ダウンロードページに掲載の書式を参考に、「オンライン研修実施記録」を作成し提出してください。なお、オンライン研修を受講したことを確認するため、「研修を受講した感想」を必ず記載してください。

問8. 健康起因事故防止に係る外部研修を受講したが、対象となるか。

答8. 提出された資料の内容により確認します。

例としては、熱中症対策、SAS対策、脳疾患対策、視野障害対策などに係るセミナーなどが挙げられますが、健康起因事故防止につながる内容が確認できれば対象となります。

受講証明書や研修報告書、及び研修で使用した資料を提出してください。

ただしグループ4-（1）の健康起因事故防止に係る取組として提出している外部研修とまったく同一の場合、どちらかの項目でしか加点となりません。

問9. 研修資料が配布されなかったため、研修資料を提出できないが、どうしたらよいか。

答9. 研修報告書及び研修の次第、カリキュラム等を提出してください。

研修の具体的な内容を確認できるように書類を提出してください。